



機能性表示食品：制度、機能性評価と安全性確保 ～正しく知って正しく使う～

令和6年 6月12日（水）13:30～16:45

東京大学農学部フードサイエンス棟 中島董一郎記念ホール
（対面＋オンライン）

【プログラム】

-
- ◆総合司会 八村 敏志（東京大学大学院農学生命科学研究科 附属食の安全研究センター 教授）
 - ◆13:30～13:45 「初めに：機能性表示食品と保健機能食品制度」
平山 和宏（東京大学大学院農学生命科学研究科 附属食の安全研究センター長）
 - ◆13:45～14:15 「機能性表示食品の機能性を示す」
八村 敏志（東京大学大学院農学生命科学研究科 附属食の安全研究センター 教授）
 - ◆14:15～14:45 「ELSIの観点から食品の機能と安全を再考する」
喜田 聡（東京大学大学院農学生命科学研究科 応用生命化学専攻 教授）
 - ◆14:45～15:15 「機能性表示食品の安全性確保（令和6年通知に関して）」
穂山 浩（星薬科大学 薬学部 教授）

（休憩）
 - ◆15:30～16:00 「機能性表示食品の課題と未来」
清水 誠（東京大学名誉教授 東京農業大学客員教授）
 - ◆16:00～16:45 総合討論
-

【主催】 東京大学大学院農学生命科学研究科 附属食の安全研究センター

【後援】 東京大学大学院農学生命科学研究科 アグリコクーン教育・起業支援室

【お問い合わせ】

東京大学大学院農学生命科学研究科 附属食の安全研究センター
E-mail：shokuhin@frc.a.u-tokyo.ac.jp

【講演要旨】

◆「初めに：機能性表示食品と保健機能食品制度」

平山 和宏（東京大学大学院農学生命科学研究科 附属食の安全研究センター 長）

機能性表示食品とは、販売前に安全性および機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたもので、特定の保健の目的が期待できるという科学的根拠に基づいた機能性を、企業の責任において表示できる食品である。特定保健用食品とは異なり、個別の許可を受けたものではない。また、食生活等が原因となって起こる生活習慣病等に「罹患する前の人」「境界線上の人」を対象とした食品であり、食生活を改善して健康の維持増進に寄与する食品である。治療や予防を目的としたものではない。多く摂取するほど多くの効果が期待できるというものではなく、過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合も考えられる。正しく知って、賢く利用してほしい。

◆「機能性表示食品の機能性を示す」

八村 敏志（東京大学大学院農学生命科学研究科 附属食の安全研究センター 教授）

機能性表示食品の届出に当たっては、表示しようとする機能性の科学的根拠を説明するものとして、最終製品を用いた臨床試験（ヒト試験）あるいは最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビューを用意することになっている。さらに、作用機序に関する説明資料を提出する。機能性表示食品は、安全性や機能性について国の評価を受けた食品ではないが、一方で、その他の健康食品とは異なりこれらの届出情報を消費者庁のウェブサイトにおいて確認できる。この理解、活用について述べたい。

◆「ELSIの観点から食品の機能と安全を再考する」

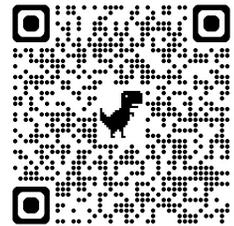
喜田 聡（東京大学大学院農学生命科学研究科 応用生命化学専攻 教授）

食は健康に必須であり、また、美味しい食からは幸福感がもたらされる。一方、食の重要な働きとして「機能性」があり、体機能改善のみならず、生活習慣病をはじめとする疾患の対策までもその機能性が発揮されることが期待されている。実際に、機能性表示食品やトクホの人気は益々高まっている。しかしながら、最近の紅麹問題を契機にして、これら食品の機能性の在り方を再考する声も高まってきている。そこで、食品機能性が唱えられてから30年以上経過した今、食品機能性との向き合い方の転換期にあるように考えられる。本発表では、ELSI(Ethical, Legal and Social Issues)の観点も踏まえ、食品の機能性とその安全性が今後どのように研究され、社会に還元されていくべきか、栄養素を研究する基礎研究者の立場から議論したい。

◆ 「機能性表示食品の安全性確保（令和6年通知に関して）」

穂山 浩（星薬科大学 薬学部 教授）

機能性表示食品を含む“いわゆる健康食品”（錠剤、カプセル剤等の形状の食品）の安全性確保については、その実効性を図るため、適正な製造の基本的考え方や安全性に関する自主点検ガイドラインが平成17年に通知（平成17年通知）として示され、食品の製造者等において、安全性確保に関する自主的な取組みを進めることが推奨されてきた。しかし、平成17年通知のこれまでの運用実績及び指定成分等含有食品に関する適正製造規範（GMP）を踏まえ、「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について」が令和6年3月11日に通知された（令和6年通知）。本講演では令和6年通知に沿った機能性表示食品の安全性確保について概説する。



◆ 「機能性表示食品の課題と未来」

清水 誠（東京大学名誉教授 東京農業大学客員教授）

食品中の特定成分の有効性を証明することの難しさは、トクホの評価委員等を務める中で十分に思い知った。それでも多くのトクホ製品～機能性表示食品が登場している。「食品成分がどのように生体を調節するのか？」という学問的興味から始まった機能性食品研究は、研究者、企業、行政、消費者それぞれの思惑を取り込みながら肥大化し、いつの間にか機能不全に陥っている感がある。機能性食品の負の面についての議論も絶えない。とはいえ、機能性食品の本来の意義を理解し、科学的エビデンスをベースに、消費者にとって有用な製品開発の努力があることも事実である。良質な製品が利用されるようなシステム作り。今の日本にそれができるだろうか？